

さいたま市告示第733号

公募型プロポーザル方式の手続きの開始

令和9年さいたま市二十歳の集い臨時バス運行等業務について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和8年4月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

令和9年さいたま市二十歳の集い臨時バス運行等業務

(2) 履行場所

さいたま市内

(3) 業務概要

要求水準書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年2月11日まで

(5) 予算の上限額

本プロポーザルの予算上限額は19,246,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、特定業務委託共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）又は単体企業のいずれかで、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 特定共同企業体の場合

次に掲げるア～オのすべての要件を満たす構成員により結成されたものとし、その結成は、カによるものとする。

ア 本招請日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）の業種表・営業品目一覧のうち、業種区分「催物、映画、広告、その他の業務」、営業品目（大分類）「81その他の業務」、営業品目（小分類）「旅行代理業務」または「旅客運送業務」で登載されている者であること。

イ 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(ウ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協同組合にあっては、その組合員が、特定共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本件に参加していないこと

ウ 本招請日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入

札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

カ 特定共同企業体の結成方法は、2者または3者による自主結成とし、特定共同企業体協定書を締結していなければならない。また、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(ア) 構成員の出資比率は、次のとおりとすること。

a 2者の場合 30パーセント以上

b 3者の場合 20パーセント以上

(イ) 代表構成員の出資比率は、構成員中最大とすること。

(ウ) 構成員は、本入札にかかる他の特定共同企業体の構成員以外で構成すること。

(2) 単体企業の場合

上記(1)に掲げる要件（カ以外）を全て満たしていること。また、本入札にかかる特定共同企業体の構成員として本入札に参加していないこと。

3 企画提案に係る実施要領等の交付

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/012/p129926.html>

(2) 交付期間

本招請日から令和8年4月27日（月）まで

4 参加意思の表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思の表明手続きを行うこと。

(1) 提出書類

ア 単体企業の場合

参加意思表明書（単体企業）

イ 特定共同企業体の場合

- ・参加意思表明書（特定共同企業体）
- ・共同企業体協定書
- ・共同企業体協定書第8条に基づく協定書
- ・委任状

ウ 共通

会社概要がわかる書類（パンフレット等 PDF形式）

(2) 提出期間

本招請日から令和8年4月27日（月）午後4時まで

(3) 提出方法

ア 電子メールで受け付ける。詳細は実施要領による。

メールアドレス kodomo-seishonen@city.saitama.lg.jp

イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

ウ 提出先・到達確認に関する問い合わせ先

さいたま市浦和区常盤 6-4-4

さいたま市子ども未来局子ども育成部子ども・青少年政策課

担当 青少年育成係 電話 048(829)1716

(4) 参加資格の確認

参加意思表明書を提出した者に対しては、参加資格の有無にかかる通知を令和8年4月30日(木)までにメールにて通知します。

5 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、電子メールにより次のとおり質問することができる。

(1) 受付期間

本招請日から令和8年4月30日(木)午後4時まで

(2) 受付方法

ア 電子メールで受け付ける。詳細は実施要領による。

メールアドレス kodomo-seishonen@city.saitama.lg.jp

イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

ウ 提出先・到達確認に関する問い合わせ先

4(3)に同じ

(3) 質問に対する回答予定日

令和8年5月8日(金)までに行う。

(4) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

6 企画提案書等の提出

企画提案書の提出を希望する者は、参加意思表明書を提出しなければならない。名簿に登載されている者であっても、参加意思表明書を提出していない者は、参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

企画提案書実施要領に示す書類

(2) 受付期間

令和8年4月30日(木)から令和8年5月25日(月)まで(休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 提出場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4

さいたま市子ども未来局子ども育成部子ども・青少年政策課

担当 青少年育成係 電話 048(829)1716

(4) 提出方法

持参又は書留郵便(簡易書留郵便を含む)

7 提案内容のプレゼンテーション

企画提案書を補完するため、プレゼンテーションを実施する。企画提案書を提出した者は、必ず参加すること。

なお、プレゼンテーションの実施日時（令和8年6月上旬予定）及び場所については、参加表明者数の確定後に通知する。

8 業者決定の方法

業者の決定にあたっては、受託事業者選定委員会において審査を行い決定する。なお、審査方法等詳細については、実施要領を参照すること。

9 その他

- (1) 最優秀提案者特定の日翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。
- (2) 本調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とすること。
- (3) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (5) 企画提案の審査結果は、企画提案の具体的内容を除き、公表する。
- (6) 詳細は、実施要領による。

10 連絡先

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市子ども未来局子ども育成部子ども・青少年政策課

電話 048(829)1716 FAX 048(829)1960